

米沢市農業委員会
会長 伊藤 精司 様

米沢市長 中川 勝

令和元年 9 月 1 7 日付けで提出のあった令和元年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について、下記のとおり回答いたします。

記

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 中間管理機構活用による担い手への農地の集積・集約化の推進

農業者の高齢化や後継者不足、山間地域での有害鳥獣の被害が増加している中、農地をいかに効率よく担い手へ集約・集積できるかが課題である。このため、人・農地プランの実質化を基に、中間管理機構活用による担い手への農地の集積・集約化の推進を図ること。

回答

担い手への農地の集積・集約化は、農業者の高齢化や担い手不足が進む中、非常に重要な課題であると認識しています。

本市の担い手への集積率は平成 3 0 年度末時点で 7 8. 7%となっており、近隣市町村と比較して高い数値にはなっているものの、市で掲げる目標値の 80%には届いていないことから、引き続き人・農地プランにおける話し合いをもとに農地中間管理機構を活用するなどして、担い手への集積・集約化を進めてまいります。なお、担い手への農地の集積・集約化を進めていくには貴委員会との連携が必要不可欠でありますので、適宜、連携を図りながら業務を推進してまいります。

(2) 水田活用の直接支払い交付金の交付対象農地として新たに整理する要件の改善について

水田活用の直接支払交付金交付対象水田は、3年間作付けしないと、翌年度から交付対象外農地となる。担い手が、これらの農地を買受または借受し、再び作付けしても交付対象水田とはならない。このことから、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の解消を推進するため、対象外水田に作付けした場合、交付対象なるよう制度の改善を図ること。

回答

水田活用の直接支払交付金対象水田においては、平成 2 9 年度までは調整水田等の不作付地から改善がなされない場合、平成 3 0 年度からは 3 年間連続して作物の作付けが行われない場合において、その翌年度も作付けが行われない場合に交付対象外農地の取り扱いとなります。

ただし、人・農地プランにおいて近い将来、農地の出し手となる者の農地とし

て位置付けられたもの、農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたものは、交付対象水田とする判断ができる場合があります。

昨今、これまで作付けされなかった農地に飼料作物等が作付けされ、有効活用による農地の保全が推進されていることから、上記以外でも交付対象水田と判断することができるよう東北農政局に要望してまいります。

2 新規参入の促進について

(1) 農家子弟農業後継者の育成のための市独自の給付制度の創設

農業者の高齢化に伴い後継者不足が懸念されている中、後継者の育成は最重要課題である。

地域で生まれ育った農家子弟が地域農業を中心的に担っており、これら担い手へ農地が集まることから、親元就農においても農業機械や施設の大型化を図るための資金が必要である。農家子弟が親元就農しやすい環境を整えるために、農業次世代人材投資事業の対象とならない農家の後継者に対して、市独自の給付制度の創設を図ること。

回答

農業次世代人材投資事業は、農業経営開始直後の不安定な時期における新規就農者の所得確保を目的とした制度です。

親元での農業後継の場合、原則として当該事業の対象とはならないものの、新規作物の導入など農業経営の発展に向けた新たな取組みを行う場合は、交付対象となりうることから、農業経営の継承を考えている方に対しては、当該事業の活用の可能性について説明するとともに、活用を希望する方に対して積極的に支援してまいります。

市独自の新たな給付制度の創設について、当該事業と同様の趣旨の制度の創設は難しいものと考えておりますが、既存の市単独支援事業である「米沢市未来を拓く農業支援事業」のなかに農業後継者を対象とした事業があることから、当該事業について周知を図るとともに補助対象経費の範囲拡大について検討してまいります。

(2) 農業次世代人材投資事業の予算確保について

新規就農者を支援する国の「農業次世代人材投資事業」の本年度予算が減額され、経営開始型の新規就農者に対して全額交付できない状況となっている。このことは、新規就農者の資金面での営農計画に影響を及ぼしており、農業経営が軌道に乗るまで支援するという事業内容となっていないことから、予算を十分確保するよう国へ働きかけること。

回答

農業次世代人材投資事業においては、本市の要望額に対して配分額が減額された状況にあり、今年度新規採択予定である3名について、当初の全期分交付から半期分の交付に変更するなど交付手続きに支障がでてきているところです。

当該事業は、新規就農者の経営について就農直後のリスク軽減につながる重要な事業であることから、交付要件を満たす交付希望者に対しては、遅滞なく交付

手続きを進めることができるよう、県・国に対して要望してまいります。

3 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地解消事業の復活

高齢化による離農などにより農業者が減少しており、遊休農地が発生している。農地パトロールにより確認した遊休農地を解消するにあたり国の補助事業（耕作放棄地再生利用緊急対策交付金）が廃止されたことから、遊休農地解消事業を復活するよう国、県へ働きかけること。

回答

遊休農地の主な発生原因は、農地の借手不足、離農や高齢化による労働力の減少によるものです。

荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者等への支援策として、国の補助事業である耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や荒廃農地等利活用促進交付金がありましたが、平成30年度をもって廃止となりました。

遊休農地を解消するためには、農地の借手を確保し、営農が図られるよう農地を再生する必要があることから、国や県に対し遊休農地解消事業の必要性を働きかけてまいります。

4 有害鳥獣対策について

(1) 有害鳥獣対策の予算の拡充

有害鳥獣の被害は、農作物等の被害により農業収入の減収とともに営農意欲が失われ遊休農地につながるものである。

有害鳥獣による被害を減らすために、侵入防止柵の設置や地域ぐるみでの被害防止活動を行うための予算を拡充すること。

特に、侵入防止柵については、設置や撤去における作業人員の確保に大変苦慮している状況下にあるため、現行制度上の資材費に対する補助だけでなく、設置や撤去の際の作業人員日当についても補助の対象となるよう国・県へ働きかけること。

回答

鳥獣対策においては、個人または地域ぐるみで防除することが重要と考えておりますので、侵入防止柵設置等への支援を拡充していく予定であります。

侵入防止柵の新規導入に係る設置費用については、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下、鳥獣交付金という。）での支援が可能となっております。個人または地域で設置する場合は、資材費に対し100%の補助率となりますが、業者委託で施工した場合は事業費に対し50%の補助率となります。

また、鳥獣交付金は経常的な経費（施設の管理等）についての支援は認めていないため、2年目以降の設置費用等については補助対象外となります。

鳥獣対策は、個体数管理、環境管理、被害防除のバランスのとれた対策が重要となり、それらは個人だけではなく地域ぐるみで行うことで高い効果が期待できます。

現在、補助対象要件は限定されておりますが、地域の皆様には防除対策に御理解と御協力をいただきながら、市として地域の実情や要望を踏まえ国や県に働き

かけを行ってまいります。

5 その他

- (1) 土地改良未整備地における農地中間管理機構関連土地改良事業は、担い手への集積・集約を行うにあたって有効な事業である。しかし、工事費については地元負担が生じないが、調査設計費については地元負担が生じるため地元農業者の事業への理解が得られない状況にある。このことから調査設計費について地元負担を軽減する事業制度となるよう国へ働きかけること。

回答

農地中間管理機構関連土地改良事業の調査設計費の地元負担は24%になっております。

地元負担の軽減の働きかけにつきましては、今後も関係機関と調整を図りながら行ってまいります。

- (2) ため池の長寿命化安全化対策については、九州北部豪雨や西日本豪雨で多くのため池が崩壊し農業用水の確保ができなくなった問題にとどまらず、下流にある農地や住宅地に被害を及ぼし農地の保全や生活の安全にかかわる重要な問題であり、早急な対応が求められている。このため、農業用水の確保と農地の保全、住宅地の安全を守るため、ため池の長寿命化工事の推進に努めること。

※事業採択要件（農村地域防災減災事業） 受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上

回答

西日本豪雨での災害を受け、下流域の住宅等に影響の恐れがある農業用ため池は、防災重点ため池として市内で8か所選定しております。また、全国の農業用ため池の約4割が防災重点ため池に選定されております。(令和元年5月末時点)

農業用ため池の長寿命化工事につきましては、関係機関と調整を図りながら最適な事業を選定し事業の推進に努めてまいります。